

2015（平成 27）年度 第 3 回（第 2 期後期第 11 回）  
さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会会議録

2015（平成 27）年 12 月 18 日（金）19 時 00 分から 20 時 30 分まで  
さいたま市市民活動サポートセンター北ラウンジ G・H・I テーブル

出席：【委員】薄井俊二、尾内浩子、織田真由美、栗原 保、杉 尚明、鈴木英善、平 修久、  
高田則夫、滝澤玲子、轟 和宏、土橋康夫、野代幸一、萩原淳司、堀越栄子  
【事務局】指定管理者：大工原 潤、徳永 緑、藤澤めぐみ  
さいたま市：新藤達也、久保巨樹  
座長：平 修久 記録：藤澤めぐみ 傍聴：5 名

《次第》

1 協議事項

(1) 利用者意見への対応について [20 分] (説明：指定管理者)

※資料 1「利用者意見受付票」(当日配布)

※関係資料：利用者意見で苦情が示されたチラシ 当日配付

(以下、敬称略)

平：新聞社が来ているので写真撮影を行うのでよろしいか。→一同、了解。

徳永：資料 1 をご覧いただきたい。この一覧は、要望・提案・苦情など、サポートセンター運営の改善の視点から寄せられたもののみを抜粋しており、感謝やお褒めの言葉などは取り上げていない。

前回の 9 月の協議会以降に受け付けた意見が、50 件。

9 月までの半期で 45 件だったので、この 3 カ月間、通常の 2 倍の声が寄せられていることになる。

50 件を大まかに分類すると、

利用の方法に関する意見が 9 件、スタッフの対応に関する意見が 6 件

他の利用者に関する意見が 4 件、サポートセンター運営の理念に関わる意見が 3 件、その他が 2 件

条例変更に関わる意見が 26 件、

条例変更に関わる意見を、変更にとまなう利用についての意見が 16 件

社会的な問題としての意見が 12 件と分類した。

16 件と 12 件を足すと 28 件となるが、これは、利用の問題に加えて社会的な問題として両面の意見があったためである。ご意見全体の約半数が、条例変更に関わるご意見だった。

簡単にそれぞれの分類での内容について、条例変更のご意見を最後にして、件数の多い順に説明する。

まず、利用の方法に関するご意見は、

46 番の予約テーブルの表示があったテーブルで実際の利用がないために不便が生じたというご意見が利用カードに書かれていたものだが、予定どおり団体が利用しているのをスタッフが確認している。

49 番はチラシラックの奥側に配架されたチラシは利用者の目にふれにくいため、公平性を保つ工夫をしてほしいというもの。空き状況に応じて対応している現状を説明し、ご意見として承っているが、特に対応方法の変更は行っていない。

53 番は、予約利用ができないことの不便と対応の改善について利用者カードに書かれたものだが、現在は、登録団体を1週間前から予約ができるという運用を続けている。

61 番は、利用カードとサインボードを一体化させて提出物の合理化を求めるとご意見。利用カードは、運営に関わるご意見を気軽に寄せていただけるもの、サインボードは利用者相互の交流をつなぐものとして、用途を区別しており、一体化まで至っていない。

62 番は、サポートセンターの登録団体で、住所を市民に公開している団体にお知らせを送りたいという申出を受けて、情報開示請求の規程に即して対応したもの。

64 番は、気軽に利用できる雰囲気をつくさないでほしいという要望が利用者カードに書かれていたもの。

68 番は、市民活動専用スペースと市民活動優先席の区別について、誰が決めたのかを問う場面があったものだが、回答の余地なく、立ち去られている。

75 番は、利用のために登録が必要かを問われたものだが、説明している中で、条例変更にもなう疑問を確認するために来館されたことがわかった。

79 番は、個人でも自由に利用できることがわかりにくかったとのご意見が利用者カードに書かれていたもの。

以上9件が、利用の方法に関わるご意見。

次に多かったのが、スタッフの対応に対するご意見で6件。

まず、48番、受付は、総合案内と印刷受付の2人が必ず当番で常駐し、そのほかのスタッフは、事務室に控えているが、このご意見を書かれたときに人手が不足していたことが想像される。

50番は、コピーではなく製版をして印刷する機械への利用案内がなかったために、利用料金が高かったとのご意見。実際には、丁寧に対応し感謝の言葉もいただいていたことがわかっている。

74番は、情報開示請求に来られた方への対応を窓口スタッフに周知していなかったために生じたもので、対応方法について即時周知を図った。

76番は、毎週木曜日に開催している法務専門家相談会で、事前に電話で時間を確認して来館したにもかかわらず、相談者が多く、時間切れで相談できなかったという苦情。最近、大変相談件数が増えているが、無料相談会というしつらえのため予約制を取らない取り決めをされており、待ついただくことの説明を含めて今後の対応に気を付けていきたいことをスタッフ間で共有している。

77番は、印刷機利用に関わる苦情だが、予約できないサービスについてのスタッフの説明不足から生じているもので、こちらも丁寧に説明することを共有している。

78番は、予約の表示が間違っていたもので、閉館時に翌日の掲示を確認する業務の不備が原因。

このようなケースも含めて、スタッフのミスが、これまでに多く発生しており、気を引き締めて業務にあたっていきたいと考えている。

次に他の利用者についての意見が4件。

47番は、多目的展示コーナー利用団体に共感した人が、そこで自由に取れるチラシを館内の利用者や学生にも配付していた、という行為を避けるべきであるというご意見を利用カードでいただいたもの。翌日、同じ状況をスタッフが確認したため、団体に、多目的展示コーナーで展示をご覧になる方への配付はよいが、コーナー外の人に広く配付はできないこと、所定の申請方法を伝えている。

54番は、針を使用している利用者への注意を依頼されたもの。スタッフが声をかけているが、針では

なく、硬い糸の使用だと答えられている。

59 番は、ぐるりパネル展（コミセン連携企画）に展示している団体について、消費者被害に類する問題があるとのこと指摘をいただいたもので、スタッフで共有している。

90 番は、シンナー系の臭いのためにマスク着用が必要だったというご意見で、お問合せがあった時点でスタッフが現場に行き確認をしているが、その際には臭い等を確認できなかった。今後、注意をしていきたいと思う。

次に、運営の理念や方針に関わるご意見が 3 件。

51 番は、多目的展示コーナーで展示中の内容が、見る人に不快感を与えるものであり、センターとして放置してよいかというご意見。この展示は、これまでも複数の同様の見方を利用者が示してこられているため、運営協議会でも特定の民族や歴史観についての表現の自由やガイドラインについて話し合ってきた。今回も、多様な価値観を尊重する立場でご理解をいただくよう説明している。

82 番は、情報開示の際に、利用のルールの方針の決定のしくみについて、指定管理者も市もわかっていないことを述べられたもので、整備検討委員会から積み上げてきた施設の運営理念や協働の考え方を説明しようとしたが、説明は聞かないとの態度を示されたため、ご理解をいただくことはできていない。

85 番は、お手元に添付した登録団体のチラシについて、配架するべきではないのではないかとのご意見。お手元には、このご意見にある、川柳と左ポセン利用ガイドのチラシ、同団体がこのシリーズで作成している都々逸のチラシ、同シリーズのサポセンに関わるチラシの 4 種を参考資料としてお配りした。

このチラシ配架については、スタッフ間でも、意見がさまざまに分かれており、事実上対応に苦慮している状況である。

その他の意見としては、

52 番のトイレで安心した利用ができないというご意見、

63 番のヘリポートの活用などコムナーレ全体のことに関わるご意見。

条例変更に関わるご意見の中で、今後利用がどうなるのかという不安や経緯についてのご意見を簡単に説明する。

55 の残念である、

57、58 の不安、65 のスタッフの研修が必要、67 の基準づくりの不安、

69 の議員による説明が必要、70 の市による説明が必要、71、72 の対応内容の不安、

80 の変更の経緯についての不満、83 の問題点が判らないという意見、

89 のサービスの低下につながる不安、

92 の市民活動団体の排除につながる決議に対する危機感、

94 の条例変更の経緯に関わる危機感、

95 の何の不满もないというご意見。全部で 16 件。

利用の観点だけでなく社会的な問題として不安や危機感をもたれた方のご意見が 12 件。

56 の市民活動と政治活動の関わり、60 の市民による議会への関心が必要というご意見、

66 の議決の経緯への危機感、73 の市民の自由な活動を押しやる動きへの危機感、

81 の政治的な圧力への危機感、また議会の劣化や市民の劣化であるという自戒の念、

84 のおかしいことをおかしいと言い続けることが大事だという意見、

86 の多様性を認めあう社会への展望、  
87、88 の中立を保持するサポセンへの応援と戦前に戻らないように市民が注意すべきだと警告、  
91 の市民が今できることと長期的な視野で市民の力を高めていくことの必要性、  
92 の市民活動の本質と政治との関わりの視点、  
94 の公共・福祉を預かる者の立ち位置でははならないことの視点、  
以上である。  
ご質問があればお願いしたい。

平：85 番に関してはみなさんの意見を伺うこととする。配布の「9 条川柳」チラシは、多目的展示コーナーの基準と同様に判断するのか。

大工原：根拠はすべて同じで、サポセン条例 15 条の「他の利用者に迷惑を及ぼし」の解釈によるものなので、多目的展示コーナーの提案はすべてに関わる。チラシも同じ基準で考えることになると思う。これについてはスタッフで意見が分かれている。表現の自由を尊重するという意見と、特定の国や立場に対して侮蔑的で尊厳を侵すものだという意見。

杉：チラシは初めて見た。85 番の意見の方は何を言っているのか。

大工原：この方は「9 条に思い入れのある方」なので揶揄されているという感覚があった。また、その方の関係者が写真の被写体になりロッカー内部がうつっているのを問題視している。モノクロのチラシはメールで流布されているもので、館内の利用の点で利用客は問題視されている。団体のロッカーは通常は関係者以外が開けることができないし、開かない場合はスタッフが関係者であるかどうかをじゅうぶんに確認したうえで開けている。

平：サポセンのチラシラックにかかわるのは 1、2 枚目の話。3 枚目も多目的展示コーナーに置かれている。

鈴木：毎月ご苦労があると思うが、利用者意見については、団体か個人かの表示があり、団体が多い。それは代表として言っているのか、団体の中の一人が言っているのか。

徳永：利用カードは団体名を書いていただくので、そのまま反映している。団体の総意として書かれたかどうかは不明で個人の意見の可能性もある。

鈴木：登録団体は似たような意見が多い。条例の意見が多いが、偏りはないのか。

平：いったん、85 番に限ってやらせていただきたい。

鈴木：85 番も含めて意見を言っているのであるが、利用者意見は偏っているのではないかと。特定の団体に集約されているのか。

徳永：すべてを取り入れている。特に何かを省略したわけではない。偏りはなく受け入れている。

堀越：川柳の「認知症」の表記は気になる。認知症の要介護者などはどう受け止めるだろうか。

尾内：「生き証人」の方は利用者懇談会にも来ていた。自分は右寄りではじかれると思っていたがサポートしてもらったと感謝していた。チラシをはずかずに置くというのは正しいと思う。4 枚目はサポセンの攻撃なので抗議してもよいのではないかとと思うが。

土橋：左ポセンの表記などは残念だ。実際に運営がまずいと思うならばまずは議論してほしかった。

徳永：感謝されている方（「生き証人」のメンバー）はこれらのチラシを作られた人とは異なる。

平：表現の自由については、非常に難しいので、両方の意見がある。

尾内：なぜ公共的な場で政治的な取り扱いをしてはならないのかという見識があるが、その基本を押さ

えるべき。

平：堀越委員がおっしゃるように「多様な方が暮らしていて多様な人に配慮する」という論点は政治的な論点とはまた別に検討する必要がある、指定管理者と市とで検討していただきたい。

大工原：付言しておく、「チラシセッション」という自主事業がある。「9条川柳」チラシがエントリーしている。こちらも判断を変えるべきか議論をしているところだ。

滝澤：51番についてだが、何の展示なのか。

大工原：「生き証人プロジェクト」の展示である。

## (2) 利用者懇談会の結果について [20分] (説明：利用者懇談会部会)

※資料2「利用者懇談会概要」(当日配付)

土橋：資料2-1を見ていただきたい。岩槻・浦和・大宮で利用者懇談会を実施した。添付の報告を確認してほしい。11月26日に第6回の部会を開催、12月11日にもさいたま市市民活動サポートセンターにて開催した。今後の予定は、来年1月20日に北区の市民ネットワーク、3月には南区の予定。今年度はこれで終わりとなる。今年度は6つの区で開催したという結果となる。

資料2-3Aを見ていただきたい。こちらは経緯と考え方については整理したものである。

ここは読み上げさせていただく。

1. 来年度の直営に向けて市当局が準備を進める中、なるべく早く利用者の意見・意向を集め準備作業への反映を要請することが重要である。

2. 当日は前向きな「サポセンがより多くの団体にとって、より便利になるには」の視点からの意見を求める。今回の議会議決に関する意見等を拒むものではないが、出席者に対してなるべく以下の具体的内容について発言していただくようお願いする。「今後に望むこと」「今後なくなったら困るサービス」「今後変わってほしいこと」

3. 多くの団体に参加していただくため 急遽運営予算外ではあるが全登録団体にハガキで案内する。

※従来はWebサイト・定期刊行物オープンへの掲載もしくは郵送時チラシ同封

当日は今読み上げたとおり、3テーマを設定し、約2,30名のグループごとに分かれて意見を聞いた。みなさんのセッションのリーダーがよくまとめていて、スムーズに進んだ。

平：質問・ご意見は。

土橋：付言すると、出席者には、出された意見は「市に提出すること」、「出席者に還元すること」、「公開すること」というところは約束している。今日議論していただきたいのは公開方法である。

平：従来のやりかたは？

大工原：資料コーナーにファイルを置き、ウェブにアップしている。初期のころは館内掲示していた。ちょうどルールができていった時代にあたる。

土橋：それぞれの地区に行った時も、まとめてみなさんに還元する予定である。

あるいは次回の「おーぷん」にサマリーを載せることも可。アンケートの公開も可能。

平：絞るか、全部載せるかであるが…「おーぷん」については載せきれないかもしれない。

大工原：同じような意見が複数ある場合はこちらで編集をさせていただきたい。今期において送ることができるのは次の「おーぷん」が最後。1月20日に発行予定となっている。来年度のロッカーのお知らせを行うのでこの日に変更はない予定だ。

平：少なくともウェブに載せることにする。あとは指定管理者に任せてよいか。→一同、了解。

尾内：利用者懇談会に参加した皆さんが「私たちの声は本当に届くのか」と心配している。条例変更が納得いかないのでどう伝えればいいかという声、もっと大きな声にまとめあげたいという声などがあつた。

平：条例改正の背景がわからないという声も多かった、後ほど議論する。

### (3) 平成 27 年度の評価資料と評価方法について [20 分] (説明：評価部会)

※資料 3：「評価資料 A「指定管理者・市民協働推進課の一次評価」案 (事前配付)

※資料 4：評価資料 A 添付資料「事業成果の概要と事業別成果シート」案 (当日配付)

※資料 5：評価資料 B「利用者アンケート結果」(事前配付)

※資料 6：評価資料 C「協働管理運営に関する職員アンケート結果」のまとめ案 (当日配布)

薄井：平成 27 年度の評価について確認したい。資料 A は暫定版をお示しした。資料 B は利用者アンケート。資料 C は職員アンケート。A についてさらに詰めていき 2 月に確定後、3 月に委員に送付して委員に評価していただく。ただし、例年は資料 C の生の部分を出していたが、今回は誤解に基づく表現が見られたのでまとめ案にしておりそれをお示ししている。誤解に基づく表現についてはそれぞれ確認後、2 月にまとめ直してアンケート結果を載せる。それが例年と異なる点である。

徳永：A について。事前に配布したのが A で今日配布したのが A の添付資料となる。本体 A については、第 2 期を通して、6 つの基準で確認するというのは前回通りとしている。

星印については成果資料参照と書いているが、今日お配りした成果シートを見ていただきたい。

まだ終わっていない事業もあるので途中経過であり、2 月にはもう少し膨らませたものとなる。

成果シートは、参加者の声を反映したもの。アンケート結果などを見てほしい。

久保：B について見ていただきたい。利用登録団体アンケートについて報告する。毎年度、協働推進課で行っているもので、1591 団体を対象として実施した。

回答数は 628 団体、39.5%の回答率であった。集計結果のまとめでポイントを確認いただきたい。

徳永：C についてはまとめを 1 枚にした。指定管理者と協働推進課の一人ひとりにアンケートを実施した。課は 100%の回答率、指定管理者は 17 人中 11 人で、64%の回答率となった。一部のスタッフには回答を避けたという状況が見られた。条例変更という形に当事者としての思いが現れたものと解している。昨年度は協働推進の肯定の答えが高まってきたのだが、今年度は急落した。指定管理者が複雑な思いを抱いていることがわかった。

杉：A であるが、中身の疑問点があるので、メールで質問してよいか。

徳永：もちろん可能なのでメールしていただきたい。

### (4) 第 2 期評価とこれからの課題について [15 分] (説明：評価部会)

※資料 7「第 2 期評価とこれからの課題」(当日配付)

薄井：資料 7 は 5 年間の評価である。これまでと変えた点は、26 ページ「今後のサポセン運営に不可欠な要素を整理する」という部分である。8 年間の総括として、市の直営化をふまえ、今後さいたま市市民活動サポートセンターが大切にしていくな事柄を確認していきたいということで●で 2 点示した。これは第 1 稿なので意見をお寄せいただきたい。別添の「平私案」を添付しているが、これは個人の意見

であるのだが、こういった形を出すことにする方向で考えている。これはあくまでもたたき台として書き起こしたものの。

もう一つ、市議会議長あての質問の手紙だが、評価部会としてはさいたま市市民活動サポートセンターを評価してきたわけだが、市議会では「不適切」という意見であり、こちらから市議会に質問を届けることにした。

徳永：資料7については、9月協議会で説明したものを少し変えた。第3期の概念がなくなるので「これから」とした。2015年度は今後皆さんからの意見を追記する予定である。今、部会長から変更点を伝えたが、もう一つの変更点は1ページ目「はじめに」で条例変更に触れた点である。

平：今後のさいたま市市民活動サポートセンターについて平私案は文章の表現があまり適切でないが、内容を見ていただきたい。こちらは運営について述べた。利用者懇談会に出席したのちに書いたものである。②に関して、現在は指定管理者が設置となっているが、いい面と悪い面がある。市と指定管理者が共同設置することで、直接市に要望できる。過去に協働管理運営でも意見が合わないことがあり、両者の意見を聞いて結論を出してきたので③に明記した。

織田：平私案については、どのような扱いなのか。

平：「終わりに」の一部となる予定。

杉：最終案は配布いただけるのか。

平：次回になる予定。また意見をいただきたい。

土橋：利用者懇談会ではフィルターをかけてはいけないということに心がけている。

利用者懇談会の意見を頭に入れたうえで、運営協議会の結論を出す方向でお願いしたい。

運営協議会の設置基準自体にいろんな位置づけが書かれているが、そこが維持されるのかどうか。

平：これに関してもまた意見をいただきたい。

大工原：例年ならば公募市民の募集が始まっている。準備をしたほうがいいのかどうかについて意見を言っていたきたい。

平：市長会見にもあったように運営協議会の設置は続くのだが、「要領」で委員構成の定義は書かれているが、どう選ぶべきか。公募を続けた方がいいか。

鈴木：市の直営の期間は？

織田：不明。

鈴木：そういう状況の中で、設置者は指定管理者となっていて、公募するにしてもどういう仕事をしてほしいのかが不明。こういう困難な状況下では公募市民も大変だろう。経緯を読み込むという負担もあり、慎重に検討したほうがいい。直営が何年という方向性が見えた段階で公募してもいいのでは。今いるメンバーはどうすればいいのか、市と指定管理者でご相談したほうがいい。しっかりとした方向が出るまで継続してもいいのかもしれない。

平：委員の任期は3月31日まで。利用者懇談会を早めにしてほしいという意見もあるが、利用者懇談会開催には運営協議会が必要。そこで、ここで議論の必要があると思う。公募するのであれば、今決めた方がいい？

大工原：通常は、市報に公募を載せるのだが、すでに4月号のエントリーの時期が来ている。今までであれば11月には掲載場所を確保して準備する。4月にならないとわからない、ということであれば、4月以降では6月号の市報に掲載し、7月に公募市民を決めることとなるだろう。運営協議会の発足は早くて7月後半。利用者懇談会は9月くらいかもしれない。次年度の予算編成やサポセンのあり方への市民意見の反映ということからかんがみると、かなり難しいスケジュール。

新藤：補足であるが、そもそも運営協議会は指定管理者がいることが前提の要綱によってつくられている。よって、直営となるなら、新たな要綱を作成することになる。

織田：任期が3月31日まで。指定管理の任期も3月31日。つまり、運営協議会は4月1日以降の設置となるだろう。

堀越：なるべく利用者の混乱を避けるため、市の要綱は早急に作るべきである。直営から指定管理に戻るのはいつかわからず直営の期間もわからない。私は、経緯をわかっているこのメンバーで続けることができるならそのほうがいいと思っており、ぜひ考慮していただきたい。

土橋：利用者懇談会で出た市民団体の意見は、今のさいたま市市民活動サポートセンターを前提にしているので、それを邪魔しないでほしい。市議会の発言では利用者に迷惑をかけないように言っているが、市は、すでに年間計画を立てている市民活動団体が困らないようにしてほしい。

平：市議会議長あての質問の手紙は？

織田：それに関して意見を述べさせていただきたい。市としては市議会からこのような考え（いったん直営に戻すという意見）をいただいた。市議会の議論は条例改正の可決までの議論がすべてであり、市もその可決を受けて、具体的な検討についてゆだねられたものと解する。我々が今後の方向性を打ち出す役目となり、来年4月1日からスムーズにさいたま市市民活動サポートセンターを運営できるよう予算・体制づくりを行っているところである。現在それを最優先にしている。その後の方向性については、直営の体制が整った後に打ち出す。よって、質問状には「来年3月」と書かれているが、我々が方向性を打ち出す時期で間に合うと思うので我々の報告をもって代えさせていただきたい。

平：質問状は課長の名前を除外して出すものである。

鈴木：質問状を通読したが、指定管理者が市議会議長あてに出した意見書とだぶっている印象を受ける。果たして、運営協議会が指定管理者と同じものを出す必要があるのか。「協働管理運営」は進んだ方式と感じているので、市民協働に関わる条例の精神に基づいて発展させるべきであり、積み上げたものを大事にすべきだが、この質問状を出したとき、一般市民はどう受け止めるか。ざっくり言うと、運営協議会メンバーも指定管理者と同じようなメンバーという印象を与えるのはどうかと思う。平私案は賛成だが、質問状は出す必要があるのか疑問だ。市議会というのは、市民が投票で選んだ民主主義の仕組みである。そこで議論して決まったものであり、市民の代表が出した結論であり、それを批判するのは市民を批判することにもつながると思う。

萩原：批判しているのではない。（条例改正の理由が）わからないから教えてほしいと言っている。我々が今まで話し合いをしてきたことに市議会からおかしいと指摘されているので、それをはっきりしてほしい。市議会が何を求めているのか、基準がおかしいと言われている以上、確認する必要があるという意味だと思う。

鈴木：中身の問題に入るが、評価に関しての調査に対しても私は疑問を持っている。指摘された団体一つ一つを吟味したわけではなく、平さんと中野さんに評価のまとめ（文案）を託した。私たちは調査したわけではない。吟味してないじゃないか。しっかり「調査した」という自信がない。そういったことも考慮する必要がある。

杉：我々のできる範囲での評価を出したのではないか。それを完璧まで仕上げるべきなのか。あの範囲でわからないことがあるから、という点で質問状を出してもいい。質問の回答の結果は見えている気もするが。

薄井：私が書いた部分があるのだが、「特定の利益に注がれる」という点は、きちんと調査した。政治的活動という点ではなく、特定団体を優遇したかどうか。



鈴木：その調査は指定管理者の言い分を信じただけである。言ってみれば、指定管理者の監査をしたわけではない。外部に対して具体的かつ詳細に、と言うならば、自分たちもそういう調査をすべきだ。

滝澤：これまでの短期間の動きで感じたのは、運営協議会の評価によって、14 団体の活動を含めどんな活動であれ市民活動であるという裏付けを受け取っていただいた。もう決まったことだからといってそれ以上質問してはならない、ということではない。それは「知る権利」ではないか。文章の精査は必要だが、建設的に運営されていくためには、「資料を見ても報告を見てもわからないこと」を聞くということは必要ではないか。回答が出ないかもしれない云々は関係ないと思う。

平：「わからない」というのは一つの意見でもある。

土橋：はっきりと言えることは、事情聴取がない中で一つの決定がされたということ。市議会の議決ではあるが、プロセスとしておかしい、ということは言うべきである。課題解決のために市民の意見をくみあげるといえるのは不可欠のプロセス。正しいのかどうかは聞くべき。鈴木委員の話聞いて感じたのは、問題意識のある議員と市民がきちんと意見交換するべきということ。課長が「議決をもとにがんばれ」と受け取っているならば、そういう意見交換の新しいシステムを作してほしい。

岩槻でのサポセン利用者を含む、岩槻区市民活動ネットワーク連絡会には議員が参加されたそうだ。そういうことがいろんな場面でなされることが大切。議員にも理解してほしいし、質問状も一つの方法である。議員には、投票している市民だけが託しているわけではなく、他の市民も託しているのだから。

平：以上をふまえて質問状を出すことにするが、よろしいか。

薄井：表現面はもう少し改めたいと思う。年内に皆さんに回して賛成を募って「有志」とすればよいか？

平：有志という形でよろしいか。→一同、賛成。

## (5) その他[5分]

## 2 報告事項

### (1) 実施事業および事業の進捗について [5分] (報告：指定管理者)

※参考資料「月例業務報告書平成 27 年 9 月・10 月・11 月」(当日配付)

徳永：1 月 24 日に協働フォーラムを行う。また、コムナーレフェスティバルの第 1 回目の実行委員会を開催した。150 団体を超える数が集まった。

土橋：CSR 認定企業も市民広場にブースを出すのでよろしくお願ひしたい。

### (2) 今後のスケジュールについて[5分]

平：4 月以降どうなるかわからないところで、3 月だけでは足りないと感じるので、1 月か 2 月に運営協議会を開催したいと思う

堀越：新たな管理基準の話だが、基準を作る前に運営協議会に意見を聞かないのか。織田委員の話聞いて疑問に思った。

織田：市民・有識者の意見を聞いて丁寧に作っていくものだと思っている。

以上